

## 山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町内在住で町内の事業所に就労している者の安定した就労支援及び町内の事業所の技術力向上や基盤強化及び人材育成のため、仕事に役立つ資格又は免許（以下「資格等」という。）の取得に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において、山辺町就労者能力向上支援事業（以下「本事業」という。）補助金の交付について、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「就労者」の用語の意義は、職業の種類を問わず、給料、賃金その他これに準ずる収入のために働いている者をいう。

(交付対象者)

**第3条** この要綱による補助金の交付対象者は次の各項に該当する者又は事業所とする。ただし、国、県及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者又は事業所とする。

2 対象となる就労者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山辺町内に住所を有し、今後も引き続き町内に居住する意思のある者で、町内の事業所に3年間以上就労している者
- (2) 町税、介護保険料、下水道使用料、簡易水道料等を完納している者
- (3) 正規雇用者又は非正規雇用者（雇用期間の定めがある者又は労働時間週30時間未満の者をいう。以下同じ。）で、現就労事業の業務能力向上のために資格を取得した者。ただし、公務員及び公共的団体に勤務する者を除く。

3 対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 山辺町内に本店又は支店を有している事業所
- (2) 町税、下水道使用料、簡易水道料等を完納している事業所
- (3) 前項の各号のいずれにも該当する者を有する事業所

(補助対象資格等)

**第4条** 補助対象となる資格等は、別表に掲げる国家資格及び国家検定（技能検定）等とする。

2 補助金は、前項に規定する資格等を取得した場合に交付するものとする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、資格等の取得に要した経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 資格取得に係る受講料（教材費含む。）。ただし、合格率を上げるための講習会等は補助対象外とする。
- (2) 資格等の受験料
- (3) 資格等の登録料
- (4) その他町長が適当と認めた経費

(補助金の額等)

**第6条** 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1人につき1資格を限度とする。事業所においては1人1資格で年度内3名までとする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付申請書を（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 身分を証明できるものの写し（住民票の写し、運転免許証等）
- (2) 資格等の取得に要した経費を証明できる書類の写し
- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 町税等に未納がない証明書（納付状況の調査同意書（様式第2号）を提出した場合は不要）
- (5) 就労者及び事業所が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 経費を就労者が負担した場合は本人申請とし、経費を事業所が負担した場合は事業主による申請とする。

3 補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の予算を超過した場合は、受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

**第8条** 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書を審査し、補助金交付の可否について決定し、申請者に対し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

対象となる資格一覧（96種）							
あ	足場の組立て等作業主任者		建築士	て	電気工事士		
い	移動式クレーン運転士		建築施工管理技士		電気通信主任技術者		
	石綿作業主任者		建築設備検査資格者		電気主任技術者		
え	衛生管理者		建築物環境衛生管理技術者		電気工事施工管理技士		
	液化石油ガス設備士		建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	と	特定化学物質等作業主任者		
	エックス線作業主任者		建築設備士		土地家屋調査士		
お	大型自動車免許		牽引免許		土地区画整理士		
	大型自動車二種免許		牽引二種免許		土木施工管理技士		
	大型特殊自動車免許	こ	高圧ガス製造保安責任者	せ	フォークリフト運転技術者		
	大型特殊自動車二種免許		高圧ガス販売責任者		不動産鑑定士		
か	介護福祉士		高圧室内作業主任者		普通自動車二種免許		
	ガス主任技術者		公害防止管理者	そ	弁理士		
	型わく支保工の組立て等作業主任者		コンクリート破砕器作業主任者		ほ	ボイラー技士	
	火薬類保安責任者		コンクリート造の工作物の解体等作業主任者			ボイラー整備士	
	管工事施工管理技士		高所作業車運転技能講習			ボイラー取扱者	
	ガンマ線透過写真撮影作業主任者		小型移動式クレーン運転技能講習	た		ボイラー溶接士	
	管理栄養士	さ	作業環境測定士		も	木材加工用機械作業主任者	
き	危険物取扱者		酸素欠乏危険作業主任者	ち		木材建築物の組立て等作業主任者	
	技術士	し	自動車検査員		り	陸上特殊無線技術士	
	救急救命士		司法書士			陸上無線士	
	行政書士		社会福祉士			旅行業務取扱管理者	
	給水装置工事主任技術者		社会保険労務士			林業架線作業主任者	
く	クリーニング師		車両系建設機械運転技術者		る	労働安全コンサルタント	
け	警備業務検定		浄化槽管理士	つ		労働衛生コンサルタント	
【技能検定】（127種）							
あ	アルミニウム陽極酸化処理	く	空気圧装置組立て	そ		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
い	印刷	け	建設機械整備	た	ダイカスト	バルコニー施工	
	印章彫刻		建築大工		タイル張り	パン製造	
う	ウェブデザイン		建築板金		鋳製作	半導体製品製造	
	ウェルポイント施工	こ	光学機器製造		建具製作	ピアノ調律	
え	エーエルシーパネル施工		工業包装		鍛造	表装	
	園芸装飾		広告美術仕上げ	ち	炭炉	ビルクリーニング	
か	カーテンウォール施工		工場板金		知的財産管理	ビル設備管理	
	化学分析		コンクリート圧送施工		鋳造	ファイナンシャル・プランニング	
	家具製作	さ	左官		厨房設備施工	複写機組立て	
	菓子製造		さく井		調理	婦人子供服製造	
	型枠施工		サッシ施工	て	テクニカルイラストレーション	舞台機構調整	
	金型製作		産業車両整備		鉄筋施工	プラスチック形成	
	ガラス施工		産業洗浄		鉄工	フラワー装飾	
	ガラス用フィルム施工	し	仕上げ		鉄道車両製造・整備	プリント配線板製造	
	かわらぶき		紙器・段ボール箱製造		電気機器組立て	ブロック建築	
き	機械加工		自動ドア施工		電気製図	粉末冶金	
	機械検査		自覚販売機調整		電子回路接続	防水施工	
	機械・フロント製図		写真		電子機器組立て	縫製機械整備	
	機械保全		樹脂接着剤注入施工	と	陶磁器製造	放電加工	
	機械木工		酒造		時計修理	帆布製品製造	
	貴金属装身具製作		商品装飾展示		塗装	み	みぞ製造
	義肢・装具製作		情報配線施工		塗料調色	め	めっき
	着付け		寝具製作		とび	ゆ	油圧装置調整
	キャリア・コンサルティング		紳士服製造	な	内装仕上げ施工	よ	溶射
	強化プラスチック成形	す	水産練り製品製造		内燃機関組立て	れ	冷凍空調和機器施工
	金属材料試験	せ	製販	に	ニット製品製造		レストランサービス
	金属熱処理		製本	ぬ	布はく縫製	る	ローブ加工
	金属ばね製造		製麺	ね	熱絶縁施工		路面標示施工
	金属プレス加工		石材施工	の	農業機械整備	わ	枠組壁建築
	金属溶解		切削工具研削	は	配管		和裁
	金融窓口サービス		染色		ハウスクリーニング		

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

山 辺 町 長 様

住 所 (所在地)

(事業所名)

氏 名 (代表者名・氏名)

印

山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付申請書

山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、当該補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

資格の名称			
資格取得理由			
対象者 (資格取得者) 1事業3人まで	住所		
	(ふりがな) 氏名		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	連絡先		
就労事業所名			
就労事業所住所			
受講(受験)期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対象経費 ①	(受講料・受験料・資格登録料等) 円		
交付申請額	① × 1/2 (上限5万円) 円 (千円未満切捨て)		

【添付書類】

- 身分を証明できる書類 (住民票や運転免許証の写し等)
- 資格取得に要した経費を証明できる書類 (領収書等の写し)
- 資格を取得したことが証明できる書類 (合格通知や免許証等の写し)
- 町税等に未納がない証明書 (納付状況の調査同意書 (様式第2号) を提出した場合は不要)
- 勤務している事業所がわかる書類 (雇用契約書や労働条件通知書等の写し)
- その他、町長が必要と認める書類

国、県及び他の団体から山辺町就労者能力向上支援事業と重複する補助金の交付を受けていないことを証します。また、町により国、県及び他の団体等に調査することに同意します。

氏 名

印

様式第2号 (第7条関係)

調査同意書

年 月 日

山辺町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先 (会社)  
\_\_\_\_\_ (携帯) \_\_\_\_\_

山辺町就労者の認定申請にあたり、次の納人状況等について調査することに同意します。

1. 町税 (町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)
2. 介護保険料
3. 下水道使用料
4. 簡易水道料
5. その他

※山辺町記入欄

調 査 項 目	調 査 結 果		
1. 町税 町県民税	・完納	・未納	・該当なし
固定資産税	・完納	・未納	・該当なし
軽自動車税	・完納	・未納	・該当なし
国民健康保険税	・完納	・未納	・該当なし
2. 介護保険料	・完納	・未納	・該当なし
3. 下水道使用料	・完納	・未納	・該当なし
4. 簡易水道料	・完納	・未納	・該当なし
5. その他	・完納	・未納	・該当なし

確認者



確認日

年 月 日

年 月 日

様

山 辺 町 長

山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました、山辺町就労者能力向上支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金を 交付する ・ 交付しない

2. 補助金の額 金 円

3. 不交付の場合その理由

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

山 辺 町 長 様

申請者 住所

氏名又は名称

代表者名

印

山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定があった、山辺町就労者能力向上支援事業補助金について、山辺町就労者能力向上支援事業補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

【 振込先 】

金融機関名	
支店名	
口座種類	普通・当座・その他( )
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	